平成２６年（フ）第１９５号
静岡県掛川市大坂4988番地の１　Ｂ棟
債務者　雑賀　　愛
1　決定年月日時　平成26年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第２０２号
静岡県浜松市東区大島町470番地の２　北東
債務者　鈴木　利明
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１６０号
茨城県つくば市中別府629番地５
破産者　有限会社アイク
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第３３４号
群馬県伊勢崎市山王町179番地10
破産者　有限会社深谷モールド
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第７５０号
仙台市泉区上谷刈３丁目10―６ランドビル205
破産者　フォーシーズン株式会社
1　決定年月日　平成26年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１８８号
群馬県富岡市下高瀬180番地１
破産者　株式会社タクミ
1　決定年月日　平成26年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第２４１号
群馬県安中市原市2147番地１
破産者　株式会社西部地質調査
1　決定年月日　平成26年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第３６９号
名古屋市中区大須４丁目１番３号名商ビル９階
破産者　株式会社アカインドジャパン
1　決定年月日　平成26年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３号
北海道檜山郡江差町字伏木戸町611番地
破産者　医療法人敬喜会
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所江差支部

平成２５年（フ）第６７号
栃木県那須郡那須町大字寺子丙４番地115　しらさぎ荘８号室、開始決定時の住所栃木県那須郡那須町湯本203―92　株式会社オオシマフォーラム男子寮　小森山荘２階４号室
破産者　佐藤　辰一
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２６年（フ）第４０６号
横浜市港北区大倉山３―26―10―103号
破産者　株式会社レヴィコーポレーション
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８３号
金沢市河原市町ハ、２番地
破産者　有限会社イチイ物産
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第７６号
岐阜県羽島郡岐南町徳田３丁目５番地
破産者　有限会社大倢
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１４７号
三重県四日市市日永５丁目５番２号
破産者　佐藤　良信
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１７３号
三重県四日市市別名１丁目12番３号
破産者　有限会社林田建設
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１７４号
三重県四日市市別名１丁目12番３号
破産者　林田　秀秋
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第２００号
三重県桑名市長島町又木市街17番地４
破産者　株式会社ライジングサービス
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第４４６号
和歌山市向126番地
破産者　株式会社オレンジオート
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４７号
鳥取県米子市皆生温泉１丁目12番30号
破産者　有限会社岩崎館
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第１０号
島根県鹿足郡津和野町森村イ1192番地
破産者　有限会社ティージィー（旧商号有限会社津和野グランド観光）
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所益田支部

平成２５年（フ）第２１８号
愛媛県松山市保免西２丁目３番10号
破産者　株式会社Ｈａｊｉｍｅ
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部